

水道週間 6月1日～7日

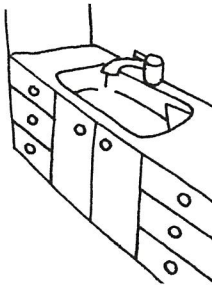
水道は 豊かな社会の いのちづな

6月1日～7日は水道週間
です。

私たちの生活は『水』なくして、一日も成り立ち
ません。限りある水を見直し、水道を大切に使いま
しょう。

住民課環境係では、窓口で蛇口のコマパッキンの
無料配布を行っていますので、積極的にご利用くだ
さい。

水道に関する相談先 八匠水道企業団 ☎733171



歯の衛生週間

6月4日～10日

歯がつくるこころの元気 からだの元気

6月4日(月)～10日(日)は、口腔保健週間(歯の衛生週間)
です。

何でも食べられるには、最低20本の歯が必要とされて
います。80歳になっても、20本以上の歯を保てる「ハチ
マル・ニイマル(8020)運動」を進めましょう。
歯がなくなる原因のむし歯や歯周疾患の予防には、歯
ブラシや歯間部清掃器具で歯垢をとることが最も効果
的です。

歯みがきのコツは、歯垢が残りやすく、病気になるや
すい歯のはえぎわに歯ブラシの毛先をあて、時間をかけ
て、ていねいに振動を加えることです。
この週間に機に、かかりつけ歯科医のところで、歯み
がきをチェックし、いつまでも自分の歯で食べられるよ
うにしましょう。

高齢者および 母と子のよい歯の コンクール募集

対象者

- ① 80歳以上で自分の歯(か
ぶせた歯、さし歯可)が20
本以上ある方
- ② 昨年4月1日から今年の
3月31日の間に3歳児歯科
健診を受けた幼児で、歯の

状態がよくなった方(初期の
う歯でも完全な処置がされ
ていれば可)
締め切り 5月18日(金)
※応募にあたっては、いづ
れも保健センター(☎841
158)へお問い合わせせ
ださい。後日審査を行いま
す。



相談をお受けします

花澤さんが行政相談 委員に再任



花澤 平さん
(橋場)

4月1日付けで総務省
から花澤平さんが、光町
担当の行政相談委員に委
嘱されました。

春の行政相談週間

5月21日～27日

町では、次のとおり行政相談所を開設します。行政に
対する皆さんの悩みを聞き、その解決の促進を図ります。

日時 5月23日(水) 午後1時～3時

場所 役場分室

人権擁護委員の日 6月1日

昭和24年6月1日に人権擁護委
員法が施行され、これにより、地
域住民の中にあって国民の基本的
人権を擁護する機関である人権擁
護委員制度が誕生しました。

法務省と全国人権擁護委員連合
会では、人権の世紀といわれる21
世紀を迎え、日常生活においてす
べての人々が、人権への配慮が態
度や行動で現れるよう啓発重点目
標を「育てよう、一人一人の人権
意識—思いやるこころが築く新世

紀—」と定め、積極的に啓発活動
を展開しています。

町でも法務大臣から委嘱を受け
た5名の人権擁護委員の皆さんが、
毎月第3水曜日の午後1時から3
時まで役場分室(6・9・12・3
月は町民会館)で人権相談を展開
していますので気軽にご相談くだ
さい。

・法務局の人権相談

日時 毎週水曜日 午前9時から
午後4時(12月28日から1
月4日までを除く)

・場所及び問合せ先

千葉地方法務局八日市場支部

☎730334

※委員の都合で変更する場合もあ
ります。

